

認定制度に関するQ&A

【1. 制度全般（規程）について】

Q1-1) なぜ認定制度を作ったのですか？

A1-1) 食品に関わる企業や団体にとって食育活動は重要な位置付けにあります。地道な活動も多く、長年継続しているにも関わらず、評価されていない場合が多くあります。そこで、食育学会としてこれらの食育活動を推進企業・団体として認定することにより、食育活動の重要性を広く認知させると共に推進してきた企業・団体の社会的ステータスの向上を支援する目的で本制度を制定しました。

Q1-2) 食育活動を行っている企業・団体であれば誰でも申請できるのですか？

A1-2) 本学会の賛助会員であることが必要です。申請は非会員でも可能ですが、認定基準を満たしていると判断した段階で賛助会員の手続きを要請いたします。賛助会員となった時点で認定通知を発行しますので、当該年度の他の認定賛助会員より遅れる場合があります。

Q1-3) 認定されると、その企業・団体にどのようなメリットがありますか？

A1-3) 本認定を受ける前提として賛助会員となっていただくことで当該学会の目的を享受するといったメリットがあります。
食品に携わる企業・団体にとって社会貢献として重要な位置づけにある食育活動に対して、日本食育学会として、その推進企業・団体として認定することにより、社会的ステータスの向上が期待されると同時に、企業や団体内での活動を学会で報告することにより広くその活動が知られ評価されるメリットがあります。

Q1-4) 「積極的に貢献していることを評価される組織」を認定するとありますが、その基準はありますか？

A1-4) 食育基本法の基本理念、および同法に基づき策定された食育推進基本計画に示された内容に沿った活動であることを基準として認定します。

Q1-5) 審査員は公表されるのですか？

A1-5) 日本食育学会の理事および総務委員のアカデミアの中から選ばれた者により審査を行います。なお、理事および総務委員の氏名は学会ホームページで公開しています。

【2. 申請書、報告書について】

Q2-1) チェックを入れた活動に対応する事例を添付資料として提出するのですか？

A2-1) その通りです。チェックを入れた活動に対する前年度の事例を添付資料で提出して頂きます。但し、新規申請の場合は前年度の活動に限らず、前々年度の活動でも構いません。

Q2-2) 添付資料は社内資料（一般に公開していない資料）でもよいですか？

A2-2) 社内資料でも構いません。その活動がわかる写真等を添付して頂くと、より具体的で良いと思います。提出して頂きました報告書や添付資料については、本制度の審査以外には使用しません。

Q2-3) 当該年度の実績報告（社外に発表する資材）は次年度の発行になるのですが、期限（1月末）までに提出する報告書はどのようなイメージで準備すればよいですか？

A2-3) 実績報告につきましては、社外に発表する資料である必要はなく、社内資料でも構いません。その活動のわかる写真等を添付して頂くと、より具体的で良いと思います。また、提出して頂きました報告書や添付資料については、本制度の審査以外には使用しません。

Q2-4) 申請には代表者の押印が必要（必須）なのですか？

A2-4) 企業・団体として申請されたことを確認する目的のため、必ずしも代表者の押印は必要ありません。その場合は、代表者名を記入いただき、本申請に関わる責任者（連絡担当者の上司など）の押印をしてください。

【3. ロゴマークについて】

Q3-1) ロゴマークは指定されたカラー印刷以外、例えば「白黒」印刷で使用できますか？

A3-1) 指定されたカラー印刷を原則とします。例外として「白黒」印刷は認めますが、それ以外のカラーの使用は控えてください。判断できない場合は問い合わせてください。

Q3-2) ロゴマークは拡大・縮小して使用できますか？

A3-2) 拡大、縮小できます。文字が読めないような極端な縮小は避けて下さい。

Q3-3) ロゴマークは商品の他、商談用のチラシに使用できますか？

A3-3) 商品や商品のチラシに使用する場合は、必ず、事前に事務局に届け出て下さい。その商品を販売する企業・団体が食育活動を推進する企業・団体であることを知らせるための使用の場合に許可します。その商品自体が食育を推進しているように誤認されるような使用は避けて下さい。もし、日本食育学会が誤認されると認識した場合は許可しません。また、誤認される可能性を持って使用した場合は、認定を取り消す場合もあります。

Q3-4) ロゴマークはグループ会社や子会社でも使用できますか？

A3-4) グループ企業について、すでに認定を受けた企業・団体が申請した食育推進活動と同じ（とみなされる）活動にはロゴマークの使用を許可します。ただし違う目的、異なる内容の活動は別企業・団体とみなし、別途、食育推進企業・団体認定申請を行い、認定を受け

なければ使用できません。判断がつかない場合はご相談ください。

Q3-5) ロゴマークは認定を受けた当該年度のみ使用できるとのことですが、継続して申請を行わなかつた場合に、ロゴマークを付けた印刷物などは直ちに回収（破棄）しなければいけませんか？

A3-5) 食育活動は継続が前提であり、基本的に継続しないことは想定していませんが、やむをえない事情で企業や団体活動を継続できなくなった場合は、認定された当該年度の3月31日まで使用できますが、速やかにロゴマークの削除を願います。従って、継続できないと決まった時点から使用を中止して下さい。学会では、認定された企業・団体の名称をホームページにて公表しますが、削除の旨につきましても適宜公表します。

Q3-6) 上記に関連して、認定された年度末を超えた賞味期限を有する商品に付けて販売した場合はどうしたらよいですか？

A3-6) 基本的に食育活動を継続すると考えていますので、問題ありません。継続できない事情が発生した場合は、その時点から使用を中止して下さい。

Q3-7) 商品へのロゴマーク表示は認定された後に申請するのですか？

A3-7) 認定されたらマークを使用することが決まっている場合は、制度の申請時に商品への事前申請をしても構いません。その場合、認定結果と同時に商品への表示許可結果もお伝えします。

Q3-8) 申請後、どのくらいの期間で認可の可否の通知をもらえますか？

A3-8) 基本的に報告書兼継続申請書の提出期限が12月末ですので、審査期間や承認に1～2か月必要です。従って、2月末までには認可の通知をメールで送ります。4月1日からの認可、ロゴマークの使用許可となります。

Q3-9) 12月中旬～3月の食育活動予定については報告書への記載が間に合いませんが、どのようにしたらよいでしょうか？

A3-9) 報告書には実施予定として記載することができます。

Q3-10) 名刺にロゴマークを使用しても良いですか？

A3-10) 使用できます。なお、一部デザインを変更（省略）した名刺用のロゴマークを用意しておりますので、併せてご使用ください。
また、原則としてカラー印刷をお願いいたします。判断できない場合は問い合わせてください。

※その他、お気づきの点がございましたら事務局までお知らせください。